

森田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
本日は、意見書案の送付先等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 意見書案の送付先について

森田委員長 初めに、意見書案の送付先についてである。
1 ページの資料 1、意見書案送付先一覧表案をごらんいただきたい。
以上、意見書案 7 件は、記載してあるそれぞれの常任委員会に送付することとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、さよう決する。
なお、常任委員会で不一致となった意見書案は、議運へ差し戻されることとなるが、慣例により、改めて議運を開かず、議運から提出会派へ差し戻したものとみなすこととしたいので、御了承願う。

(了 承)

森田委員長 また、不一致となった意見書案を改めて会派として提出する場合は、全ての常任委員会で案件についての審査が終了し、そして、その日の全ての常任委員会が閉会した時点から 1 時間以内に事務局へ提出されるよう、御協力願う。

2. その他

森田委員長 最後に、その他で、何かないか。

(な し)

森田委員長 それでは、本日の協議事項は以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、閉会日の 12 月 26 日木曜日午前 9 時から開催することとする。
協議事項は、意見書案の協議結果、閉会日の議事手続等についてである。
なお、閉会日 12 月 26 日には本会議終了の後改めて議運を開き、12 月 6 日の議運で会派へ持ち帰ることとした事項について協議することとしているので、御了承願う。
本日の常任委員会の開会時刻は、午前 10 時でよろしいか。

(異議なし)

森田委員長 それでは、常任委員会の開会時刻は、午前 10 時をめぐとする。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。